

# 庁 議 次 第

日 時 令和4年1月20日（木）  
午前9時

場 所 別館2階 全員協議会室

## 1 市長あいさつ

## 2 議題

(1) 朝霞市国土強靱化地域計画（素案）について

(2) 朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について

(3) 水道料金及び水道利用加入金の改定額について

## 国土強靱化地域計画の概要

### 1 策定の趣旨

市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、朝霞市国土強靱化地域計画を策定します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、国の「国土強靱化基本計画」、「埼玉県地域強靱化計画」との調和を図りつつ、「第5次朝霞市総合計画」が目指す長期的視点に立ち、地域強靱化を推進していくための基本目標、対策方針を定めるものです。

また、本市の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

### 3 計画期間

本計画は、第5次朝霞市総合計画との整合・調和を図るため、令和4年度から令和7年度までを計画期間とします。

ただし、社会情勢等の変化や施策の進捗状況、朝霞市総合計画、朝霞市地域防災計画の修正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 計画の主な内容

- 1 強靱化を推進するための「基本目標」の設定
- 2 強靱化を推進するための「事前に備える目標（行動目標）」の設定
- 3 上記2の目標に対応させた、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定
- 4 「事前に備える目標（行動目標）」ごとに、強靱化に向けた主な取組及び行動
- 5 個別施策分野ごとの取組の方向性

# 朝霞市国土強靱化地域計画 (素案)

令和4(2022)年 月

## 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の概要</b> ……………	<b>1</b>
1-1	策定の趣旨……………	1
1-2	計画の位置付け……………	1
1-3	計画期間……………	2
<b>第2章</b>	<b>本市の概況</b> ……………	<b>3</b>
2-1	本市の自然条件……………	3
2-2	本市の社会状況……………	4
2-3	大規模自然災害……………	5
2-4	過去に被害をもたらした災害……………	5
<b>第3章</b>	<b>計画策定の基本的な考え方</b> ……………	<b>8</b>
3-1	基本目標……………	8
3-2	事前に備える目標（行動目標）……………	8
<b>第4章</b>	<b>脆弱性評価</b> ……………	<b>9</b>
4-1	脆弱性評価の考え方……………	9
4-2	リスクシナリオの設定……………	9
4-3	リスクシナリオの発生回避等に向けた評価……………	10
<b>第5章</b>	<b>強靱化に向けた行動（事前に備える目標）</b> ……………	<b>12</b>
5-1	過去の災害の際に生じた主な課題……………	12
5-2	重点的に推進する取組の設定……………	12
5-3	事前に備える目標別の強靱化に向けた行動……………	13
<b>第6章</b>	<b>施策分野別の強靱化に向けた方針</b> ……………	<b>21</b>
6-1	施策分野の設定……………	21
6-2	施策分野とリスクシナリオの関係……………	21
6-3	施策分野ごとの取組の方向性……………	23
<b>第7章</b>	<b>地域強靱化の推進に向けて</b> ……………	<b>30</b>
7-1	地域強靱化に向けた推進体制の確保……………	30
	参考資料……………	32

## 第1章 計画の概要

### 1-1 策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号。以下「基本法」という。)」を公布・施行し、平成26(2014)年6月に国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定。平成30年12月14日改定。以下「基本計画」という。)を策定しました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を定めることができる。」と規定しています。

本市では、これまで地震、風水害等の災害を経験しており、これらの災害から学んだことを生かし、大規模自然災害が発生しても、市民の生命、身体及び財産と市民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより克服(強靱化)することが必要です。

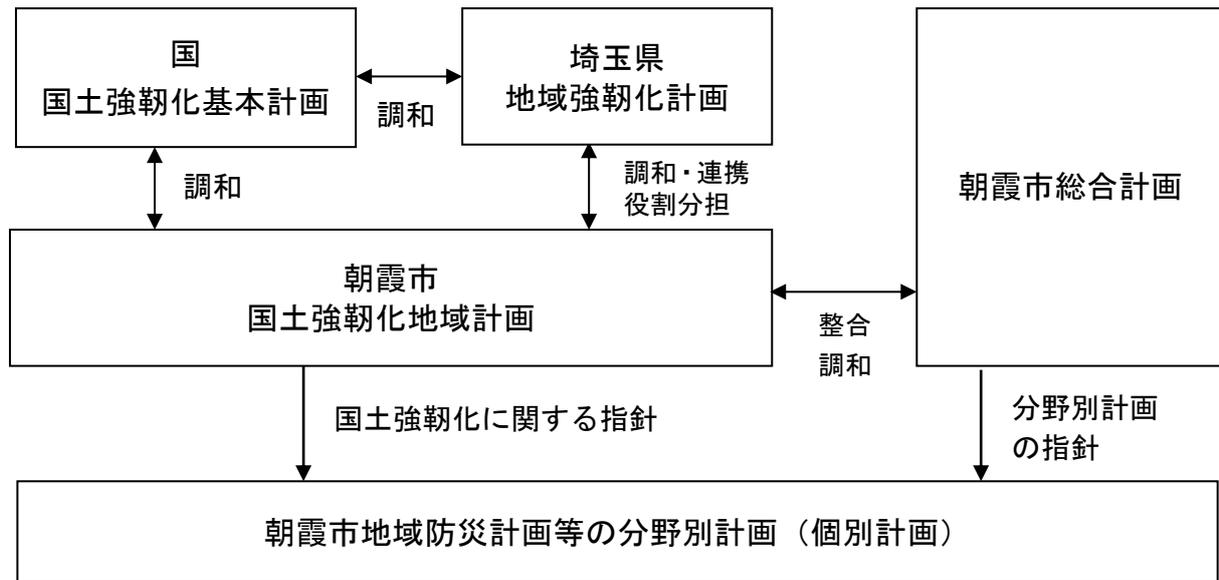
以上のことから、市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、朝霞市国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

### 1-2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、「基本計画」、「埼玉県地域強靱化計画(以下「県地域計画」という。)」との調和を図りつつ、「第5次朝霞市総合計画」が目指す長期的視点に立ち、地域強靱化を推進していくための基本目標、対策方針を定めるものです。また、本市の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。

なお、本計画は発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は発災後の応急復旧のための役割ごとに実施主体と取り組み内容を明確にすることが中心の計画です。

■ 朝霞市国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



1-3 計画期間

本計画は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とします。

ただし、社会情勢等の変化や施策の進捗状況、朝霞市総合計画、朝霞市地域防災計画の修正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2章 本市の概況

### 2-1 本市の自然条件

#### (1) 位置・面積

本市は、県庁所在地であるさいたま市から約9km、東京都心から約20kmの距離にあり、南は東京都練馬区、北は志木市、東は和光市、西は新座市、さらには荒川を隔ててさいたま市、戸田市と隣接している。埼玉県南西部に位置し南北に約6.3、東西に約4.6km、面積18.34km<sup>2</sup>である。

#### (2) 地勢

武蔵野台地と荒川低地に大別され、その間の斜面林が武蔵野の面影を残している。また、荒川とほぼ並行して新河岸川が流れ、市の中央部には東西に黒目川が流れるなど、変化に富んだ地形となっている。

#### (3) 気象

太平洋気候で内陸に位置しているため、夏季には南東の季節風により気温が上昇し、日中はかなり高温となる。一方冬季は北北西の季節風によりかなり冷え込む日がある。令和2(2020)年の最高気温は39.5℃、最低気温は-2.5℃で、年平均気温は、16.5℃、年間降水量は、1,456.5mmであった。

#### (4) 土地利用

本市の地目別の面積割合は、宅地が市域の約40%を占めておりベッドタウンとして発展している。田、畑は年々減少し、山林及び原野は市域全体では約2%と少ない。

## 2-2 本市の社会状況

### (1) 人口等

本市の令和3（2021）年4月1日現在人口は、143,388人で、平成24（2012）年と比較すると11,960人増加しており、人口は増加傾向にある。

年齢別人口構成で見ると、令和3（2021）年現在の年少人口（0～14歳）の構成比は、13.6%、生産年齢人口（15～64歳）は、67.0%、高齢者人口（65歳以上）は、19.4%である。平成24（2012）年では、年少人口（0～14歳）の構成比は、14.5%、生産年齢人口（15～64歳）は、69.0%、高齢者人口（65歳以上）は、16.4%となっており、少子高齢化が進んでいることがわかる。

### (2) 産業・経済

平成26（2014）年から平成30（2018）における市内総生産は、142億7,200万円増加している。

第1次産業においては、農業人口が、平成12（2000）年の556人（338世帯）から令和2（2020）年の324人（186世帯）へと減少し、都市化が進んだことによる耕地面積の減少も影響し、減少傾向となっている。逆に、第2次産業の建設業や第3次産業の保健衛生・社会事業の生産が伸び、全体を押し上げている。

### (3) 交通

本市は鉄道駅周辺に都市機能が集約され、コンパクトな市街地が形成されており、鉄道駅を拠点に路線バス、市内循環バスによって公共交通のネットワークが形成されている。また、タクシー、福祉送迎バスや民間送迎バス、シェアサイクル等の多様な移動手段を備え、交通サービスに優れた都市構造を有している。

市内には、東武東上線の朝霞駅と朝霞台駅、JR武蔵野線の北朝霞駅がある。東京都心に直結する東武東上線は、東京メトロ有楽町線、副都心線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線との相互直通運転を行っており、東京都心のみならず、横浜方面へのアクセスも容易となっている。

本市の南側は、国道254号が通り、東京都心と川越方面を連絡しているほか、関越自動車道及び東京外かく環状道路とを結んでいる。また、国道254号の渋滞緩和と主要幹線道路へのアクセス強化による県南西部地域の発展を目指し、和光市内の東京外かく環状道路から朝霞市、志木市を経て富士見市に通じる国道254号和光富士見バイパスの整備が進められている。

### 2-3 大規模自然災害

市内で被害が生じる大規模自然災害として、関東平野北西縁断層帯を震源とする地震が発生すると、震度5強から6弱程度が想定されている。また、プレート境界型の東京湾北部地震では、関東地方南部のいずれかで起こる可能性が高く、マグニチュード7級の地震で、震度5強から6弱程度が想定される。そして、いつどこで発生するかを予測することは困難だが、朝霞市直下の地震が発生した際に予想される震度は、6弱から6強程度である。

また、水害では荒川、入間川、新河岸川流域（黒目川含む）のいずれかが氾濫すると市内北側や黒目川沿いの地域が浸水し、家屋や道路に影響を及ぼす可能性がある。

### 2-4 過去に被害をもたらした災害

#### (1) 地震

年 月 日	名 称	被 害 状 況
大12.9.1	関東大震災	膝折村全壊住家は1戸、 内間木村全壊12戸、半壊3戸
平23.3.11	東日本大震災	朝霞市の震度は5弱。 半壊3戸、一部破損15戸 軽傷者3名

資料：「市町村史に記載された地震の記録」

#### (2) 風水害

年 月 日	名 称	被 害 状 況
昭56.10.22	台風24号	床上浸水17戸、床下浸水83戸、畑2.6ha
57.9.12	台風18号	半壊4戸、一部破損1戸、床上浸水445戸、 床下浸水368戸 田畑50ha、河川決壊1ヶ所、崖くずれ8ヶ所
60.6.30 ~7.1	台風6号	床下浸水17戸、田畑7.8ha
61.8.4~5	台風10号	床上浸水24戸、床下浸水120戸
平元.8.1	集中豪雨	床上浸水31戸、床下浸水38戸、田畑2.8ha
2.9.30	台風20号	床上浸水2戸、床下浸水23戸
2.11.30 ~12.1	台風28号	床上浸水35戸、床下浸水84戸
3.8.1	集中豪雨	床下浸水31戸
3.8.20	集中豪雨	床上浸水1戸、床下浸水43戸

平 3.9.19~21	台風18号	床上浸水579戸、床下浸水418戸、 崖くずれ1ヶ所 河川氾濫5ヶ所、田畑44.8ha
3.10.11~12	台風21号	床上浸水4戸、床下浸水22戸、田5.5ha
4.10.8~9	集中豪雨	床下浸水32戸
5.6.21	集中豪雨	床上浸水4戸、床下浸水13戸
5.8.27	台風11号	床上浸水39戸、床下浸水96戸
5.11.13~14	集中豪雨	床上浸水6戸、床下浸水52戸
8.9.22	台風17号	床上浸水6戸、床下浸水68戸
9.5.17	集中豪雨	床上浸水2戸、床下浸水32戸
10.8.28	台風4号	床上浸水2戸、床下浸水46戸
10.9.15	台風5号	床上浸水5戸、床下浸水75戸
11.7.21	集中豪雨	床上浸水2戸、床下浸水20戸
11.8.14	集中豪雨	床上浸水6戸、床下浸水26戸
12.7.7~8	台風3号	床上浸水16戸、床下浸水56戸
12.9.12	集中豪雨	床上浸水1戸、床下浸水20戸
13.8.28	集中豪雨	床上浸水1戸、床下浸水3戸
13.9.10~11	台風15号	床下浸水13戸
13.10.10	集中豪雨	床下浸水12戸
14.10.1~2	台風21号	床下浸水5戸
16.10.9	台風22号	床上浸水2戸、床下浸水79戸
16.10.20~21	台風23号	床下浸水6戸
17.6.4	集中豪雨	床下浸水9戸
17.8.25~26	台風11号	床下浸水2戸
17.9.4~5	集中豪雨	床上浸水40戸、床下浸水80戸
18.5.24	集中豪雨	床上浸水1戸、床下浸水12戸
18.6.16	集中豪雨	床下浸水2戸
18.12.26~27	集中豪雨	床下浸水2戸
21.6.15	集中豪雨	床下浸水4戸
21.10.7~8	台風18号	床下浸水12戸
22.7.4	集中豪雨	床下浸水5戸
22.7.5	集中豪雨	床上浸水3戸、床下浸水6戸
平23.9.21~22	台風15号	床下浸水6戸

25. 7. 23	集中豪雨	床上浸水5戸、床下浸水21戸
25. 9. 15～16	台風18号	床下浸水2戸
25. 10. 15	台風26号	床下浸水15戸
26. 6. 25	集中豪雨	床上浸水65戸、床下浸水115戸
26. 7. 20	集中豪雨	床上浸水1戸、床下浸水14戸
26. 7. 24	集中豪雨	床下浸水2戸
26. 10. 5～6	台風18号	床下浸水8戸
27. 9. 9～10	台風18号	床下浸水2戸
28. 7. 14	集中豪雨	床下浸水5戸
28. 8. 22	台風 9号	床上浸水14戸、床下浸水91戸
29. 8. 19	集中豪雨	床上浸水9戸、床下浸水59戸
29. 8. 30	集中豪雨	床上浸水5戸、床下浸水48戸
29. 10. 22	台風21号	床下浸水5戸
30. 8. 27	集中豪雨	床下浸水1戸
令 元. 10. 12	台風19号	床上浸水49戸、床下浸水92戸
2. 7. 25	大雨	床下浸水2戸
2. 8. 13	大雨	床下浸水1戸

資料：「統計あさか」

### (3) 大雪

年 月 日	名 称	被 害 状 況
平26. 2. 8～9	大雪警報	転倒3件 スリップ事故数15件
平26. 2. 14～15	大雪警報	スリップ事故、車両立ち往生等（約30件） 救急搬送6件 転倒・転落 車庫破損 2件、電話線切断
平30. 1. 22	大雪警報	朝霞陸橋（馬蹄橋）通行止め 本町隧道通行止め 交通事故1件（一般負傷6件） J R武蔵野線（運転見合わせ）

被害状況確認：埼玉県南西部消防局、朝霞警察署、J Rホームページ

## 第3章 計画策定の基本的な考え方

### 3-1 基本目標

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を、次のとおり設定する。

- ① 市民の生命を最大限守る
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する
- ③ 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

### 3-2 事前に備える目標（行動目標）

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定する。

- ① 被害の発生抑制による人命の保護
- ② 救助・救急・医療活動による人命の保護
- ③ 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- ④ 必要不可欠な行政機能の確保
- ⑤ 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- ⑥ 経済活動の機能維持
- ⑦ 二次災害の発生抑制
- ⑧ 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

## 第4章 脆弱性評価

### 4-1 脆弱性評価の考え方

基本計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

脆弱性評価は、本計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を引き起こさないような対策を講じているかを評価するものである。

### 4-2 リスクシナリオの設定

本計画は基本計画や県地域計画と調和を保つことが必要であることから、両計画で設定されたリスクシナリオから本市におけるリスクシナリオの設定を検討した。その結果、事前に備える目標（行動目標）に対応させた、32のリスクシナリオを次のとおり設定した。

事前に備える目標 (行動目標)		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
1	被害の発生抑制による人命の保護	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-6	災害対応の遅れ等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動による人命の保護	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅れる事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
		3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
		3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
		3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
		3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4	必要不可欠な行政機能の確保	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	水道施設の長期間停止等により、給水停止が長期化する事態
		5-4	下水道施設の長期間停止等により、汚水等が滞留する事態
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

6	経済活動の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害の発生抑制	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8	大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-1	大量に発生する災害廃棄物・一般廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
		8-7	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

#### 4-3 リスクシナリオの発生回避等に向けた評価

##### (1) 評価の方法

リスクシナリオごとに、過去の災害記録等を基に、そのリスクの具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その後起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち市の取組を中心に抽出し、その内容整理をした。

これらを踏まえ、32のリスクシナリオについて、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

##### (2) 評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりである。

- 大規模自然災害による32のリスクシナリオを抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要である。
- 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、学校の災害対応力強化に一層取り組む必要がある。市民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。
- 社会の機能を維持する観点から、道路・鉄道・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組み、災害時には支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。

○財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保、土砂災害等の防止対策等の推進に取り組み、災害に強い都市をつくる必要がある。

## 第5章 強靱化に向けた行動（事前に備える目標）

強靱化に向けて市が取り組む主な行動は、過去の災害から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定する。

### 5-1 過去の災害の際に生じた主な課題

#### (1) 地震（東日本大震災の際に生じた課題）

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。東北地方を中心とする津波の被害で1万5千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者、行方不明者や建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じた。また、放射性物質による環境汚染や電力供給量のひっ迫による計画停電、長期化する避難生活など、多くの課題が生じた。

#### (2) 風水害（令和元年台風第19号の際に生じた課題）

令和元（2019）年10月12日に関東地方に上陸した台風第19号では、関東や甲信、東北地方を中心に記録的な大雨となり、多くの河川が氾濫して甚大な被害をもたらした。首都圏を中心に大勢の人が避難する事態となったことから、治水対策のほかに市民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営のあり方等が課題となった。

### 5-2 重点的に推進する取組の設定

本計画では、第4章「脆弱性評価」に示したリスクシナリオ単位で、取組の重点化を図ることとする。脆弱性評価において事態の起こりやすさ、他の事態への影響の程度、本市の取組状況を踏まえ、「現在の取組を一層推進する必要がある」と評価されたリスクシナリオの発生回避・被害軽減に関する取組及び直近の災害から学ぶべき課題への対応について、当分の間、重点的に推進することとする。

事前に備える目標（行動目標）		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	被害の発生抑制による人命の保護	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-6	災害対応の遅れ等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動による人命の保護	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
4	必要不可欠な行政機能の確保	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	水道施設の長期停止等により、給水停止が長期化する事態
6	経済活動の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害の発生抑制	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
8	大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

### 5-3 事前に備える目標別の強靱化に向けた行動

事前に備える目標（行動目標）別に、目標実現を阻害する「リスクシナリオ」を発生させないための主な取組を整理した上で、重点的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示す。

行動目標① 被害の発生抑制による人命の保護

行動目標② 救助・救急・医療活動による人命の保護

行動目標③ 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

行動目標④ 必要不可欠な行政機能の確保

行動目標⑤ 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧

行動目標⑥ 経済活動の機能維持

行動目標⑦ 二次災害の発生抑制

行動目標⑧ 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

(1) 行動目標① 被害の発生抑制による人命の保護

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

1	被害の発生抑制による人命の保護	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-6	災害対応の遅れ等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- 消防体制を強化し、被害の発生抑制・軽減
- 住宅・建築物の耐震化等の促進
- 災害情報の共有と市民への適切な提供
- 治水施設の整備・減災に向けた取組強化
- 雨水流出抑制など雨水対策等の強化
- 土砂災害等の防止対策等の推進
- 学校等の災害対応力の向上

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 埼玉県南西部消防局との連携強化を図る。【危機管理室】
- 消防団員の確保、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、消防団体制を強化し、地域の消防力強化を図る。【危機管理室】
- 建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体等において情報共有し、効果的な耐震化及び安全対策に努める。【都市建設部】
- 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画に基づき、老朽化対策を進め、適切な維持管理を行う。【総務部】
- 流域治水関連法や朝霞市雨水管理総合計画に基づき、浸水被害を軽減するための対策を進める。【上下水道部】
- 情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、メール配信サービス、ホームページ、SNS 等様々な媒体を活用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。【市長公室 危機管理室】
- 土砂災害警戒区域等における避難確保計画やマイタイムラインの作成による意識啓発を図る。【危機管理室 都市建設部】
- 行政職員・教職員等の意識と能力向上を図るため、職員の防災教育を充実させる。【危機管理室 学校教育部】
- 小中学校では、危機管理体制の整備、充実を図るとともに安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。【学校教育部】

(2) 行動目標② 救助・救急・医療活動による人命の保護

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

2	救助・救急・医療活動による人命の保護	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅れる事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 災害時医療体制の確保

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 大規模災害においては、本市の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になると予測されるため、自衛隊等、支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整える。【危機管理室】
- AEDの設置を推進するとともに、その取扱いを含む応急手当の正しい知識と技術の習得のための講習会等の受講促進を図る。【こども・健康部】
- 朝霞地区四市、朝霞地区医師会及び朝霞地区歯科医師会などとの連携・協力関係を強化する。【こども・健康部】
- 災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体制の確認・整備を図る。【こども・健康部】
- 健康管理指導などの保健衛生体制の整備等による疾病・感染症の発生予防対策の充実、医療救護体制の充実化等による、疾病・感染症等の重症化・拡大防止の取組推進を図る。そのため平時から朝霞保健所との連携に努める。【こども・健康部】

(3) 行動目標③ 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

3	交通ネットワーク、情報通信機能の確保	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
		3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
		3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
		3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
		3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- 朝霞市道路整備計画基本計画に基づく道路ネットワークの整備・通行の確保
- 道路附帯施設の安全性の強化
- 情報通信体制の強化
- 災害情報の共有と市民への適切な提供

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 防災活動拠点等へのアクセスを確保するため、道路等を整備し、ルートの多重化を図る。【都市建設部】
- 狭あい道路の拡幅の整備に努め、災害時の道路の閉塞を防ぐ対策の強化を図る。【都市建設部】
- 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、浸水対策などにより幹線道路の確保対策を図る。【都市建設部】
- 鉄道輸送等が長期間停止する事態に備え、国、県及び鉄道事業者、バス事業者と連携し、代替輸送手段の確保に努める。【都市建設部】
- 電柱倒壊による道路の閉塞、電力の供給停止を防ぐため無電柱化を推進する。【都市建設部】
- 市民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、広報車等の適切な運用、緊急速報メール、メール配信サービス、市ホームページ・SNSなどの複数媒体による情報伝達方法の確保や放送等の難聴エリア対策等を進め、今後も情報インフラの充実を図る。【市長公室 危機管理室】

(4) 行動目標④ 必要不可欠な行政機能の確保

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

4	必要不可欠な行政機能の確保	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
---	---------------	-----	---------------------------------

イ 強靱化に向けた主な取組

- 防災活動拠点等の強化
- 行政機関の業務継続確保
- 応急対応に必要な非常用電源等の確保
- 防災知識の普及啓発

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 庁舎や学校、道路、公園、上下水道などについて、計画的に点検・診断や修繕・耐震化等を実施する。【総務部 都市建設部 上下水道部 学校教育部】
- 災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、研修・訓練により職員の災害対応能力の向上を図るとともに、優先すべき業務やそれぞれの業務の補完体制、必要な人員の体制について検討する。【危機管理室 総務部】
- 自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協定の締結を推進するなど、連携強化を図る。【危機管理室】
- 業務継続計画（BCP）の検証と見直しを実施し、災害対応に関わるマニュアル等の作成を進め、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。【危機管理室】
- 庁舎及び避難所等の非常用発電機の整備を進める。【総務部 学校教育部】
- 避難所の運営について、現行マニュアルを運用し、訓練や実践を通じて得られ

た課題等を適宜修正・蓄積しながら地域や学校の協力を得て、円滑な運営に努める。【危機管理室】

(5) 行動目標⑤ 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と復旧  
ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

5	生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	水道施設の長期間停止等により、給水停止が長期化する事態
		5-4	下水道施設の長期間停止等により、汚水等が滞留する事態
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
- 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- 汚水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
- 避難所の公衆衛生と生活の質の確保

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 食料や飲料水、生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄品を計画的に整備するとともに、備蓄場所の確保を図る。【危機管理室】
- 電気・ガス等の供給の長期間停止が、被災者の生活及び経済活動に大きな打撃を生ずることは近年の災害から明らかであるため、対策強化を企業へ要請していくとともに、災害協定などにより体制強化を図る。【危機管理室】
- 避難所の環境改善の一環として、ワンタッチパーテーション、簡易ベッド、災害用トイレ等の資機材について整備及び保管場所の確保を図る。また、地域で共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーや防災士を育成する。【危機管理室】
- 災害時に長期間の断水を防ぐため、朝霞市水道事業基本計画及び朝霞市水道事業耐震化計画に基づき、浄水場施設及び基幹管路の耐震化を計画的に実施する。また、災害時応急給水活動の円滑化を図るため、重要給水拠点への供給管やダクタイル鋳鉄管以外の管種の耐震化を優先的に実施する。【上下水道部】
- 下水道管渠及びポンプ施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発症を防止するため、施設耐震化等の災害予防と適切な維持管理の推進を図る。【上下水道部】
- 持続可能な下水道事業を行うため、朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。【上下水道部】
- 災害ボランティアセンターの開設にあたって、その活動方針や運営について、朝霞市社会福祉協議会と事前に協議し、円滑なボランティア活動の環境整備に努める。【福祉部】

(6) 行動目標⑥ 経済活動の機能維持

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

6	経済活動の機能維持	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
---	-----------	-----	---------------------

イ 強靱化に向けた主な取組

- 平常時からの産業創出
- 平常時からの農業生産の確保
- 産業を担う人材の育成・確保

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 災害時の協力体制充実を図るため、協定締結先の拡大に努め、企業や団体との防災に関するネットワークの構築を図る。【危機管理室 市長公室 市民環境部】
- 地震や洪水などの自然災害、感染症や大事故などが発生しても企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画（BCP）について、商工会と連携し、普及を進め、策定支援に努める。【市民環境部】
- 平常時より、就労支援及び労働環境の整備を行う。【市民環境部】

(7) 行動目標⑦ 二次災害の発生抑制

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

7	二次災害の発生抑制	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- 災害に強いまちづくり
- 自然を活かした保水・遊水機能の確保
- 有害物質等の流出対策の確実な実施

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 災害時に「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちが守る」という自助・共助を基本とし、火災の発生、拡大を抑えるために平常時から地域で対応できる体制を整え地域の防災力向上を図る。【危機管理室 市民環境部】
- 平常時から施設の防火設備について定期的に点検等を行うとともに、消防施設等の整備や耐震化を進める。【危機管理室 総務部 各施設所管課】
- 耐火性の高い建築物への建て替えの促進によるまちの不燃化の推進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路等の整備等を推進する。【都市建設部】
- 災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。【都市建設部】

- 災害時の有害物質等の流出を未然に防止するため、関係機関と連携し、事業者への指導・啓発を行うとともに、流出事故の迅速な対応ができる体制の整備を図る。【市民環境部 上下水道部】

(8) 行動目標⑧ 大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

8	大規模自然災害被災後の迅速な再建・回復	8-1	大量に発生する災害廃棄物・一般廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事
		8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
		8-7	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- 応急復旧の体制整備
- 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 災害廃棄物の適正処理の推進
- 発災前からの都市復興への備え
- 農業生産基盤等の整備
- 帰宅困難者の一時滞在施設の確保・拡充
- 平常時からの連携関係の確立

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制を整備する。【市民環境部】
- 道路、橋梁、歩道橋及び上下水道施設等について、対策が必要となる箇所の早期発見のため、パトロールや点検を推進する。【都市建設部 上下水道部】
- 応急復旧について、被災時は国や県と連携するほか、近隣自治体等との災害時相互応援協定等により、資機材の貸付けや人員派遣等について相互協力を行う。【危機管理室】
- 被災後の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査事業の促進を図る。【都市建設部】
- 耕作放棄地対策として、農地利用の最適化や多面的機能を発揮するよう努める。【市民環境部】
- 河川等の整備【都市建設部 上下水道部】
  - ・ 大規模災害時の被害を小さくし、迅速な再建・回復ができるよう、国・県と連携して、河川の改修や護岸整備等を推進するとともに雨水幹線等の整備を進める。

- 鉄道等交通機関の停止により、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を避難所以外の公共施設や民間事業所との協定等により確保する。【危機管理室 市民環境部】
- 鉄道事業者等の交通事業者との連携を確立し、災害時の帰宅困難者の円滑な移動の確保を図る。【危機管理室 市民環境部】

## 第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

### 6-1 施策分野の設定

本計画における施策分野は、国の基本計画及び県地域計画を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定する。

個別施策分野	1	行政機能
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	土地利用・国土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	環境
横断的分野	14	地域づくり・リスクコミュニケーション
	15	老朽化対策

### 6-2 施策分野とリスクシナリオの関係

横断的分野を除く個別施策分野と脆弱性評価で設定した32のリスクシナリオの関係を整理した。

■個別施策分野と32のリスクシナリオの関係

		個別施策分野											13	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		行政機能	住宅・都市	保健医療	福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通	農業	土地利用・国土保全	ライフライン	教育	環境
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○		○								○	
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○		○								○	
1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○							○	○	○	○	
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○								○	○			
1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○							○					
1-6	災害対応等の遅れ等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○							○					
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅れる事態	○	○	○					○		○		○	
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態			○										
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態			○								○		
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態		○						○		○			
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	○							○					
3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態		○						○		○			
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態		○						○		○	○		
3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態						○				○			
3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	○												
4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○	○		○		○	○	○		○	○	○	
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○							○			○		
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態					○					○	○		
5-3	水道施設の長期間停止等により、給水停止が長期化する事態							○			○	○		
5-4	下水道施設の長期間停止等により、汚水等が滞留する事態										○	○		
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○	○		○									
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態							○		○	○			
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	○	○											
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態		○							○	○			
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態													○
8-1	大量に発生する災害廃棄物・一般廃棄物等の処理が停滞する事態		○											○
8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態								○		○			
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態		○								○			
8-4	耕作放棄地等の荒地地が大幅に増加する事態		○							○	○			
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態										○	○		
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態							○						
8-7	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態								○					

### 6-3 施策分野ごとの取組の方向性

個別施策分野ごとの取組の方向性は、次に示すとおりである。

#### (1) 行政機能

##### ○消防力の発揮による被害発生抑制・軽減【危機管理室】

- ・埼玉県南西部消防局との連携強化を図る。
- ・消防団員の確保に努め、消防団体制を強化していく。
- ・大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、職員を対象とした研修や訓練を実施する。
- ・災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアル策定等による災害対応業務の標準化を推進する。
- ・避難所の運営について、現行のマニュアルを運用し、訓練や実践を通じて得られた課題を適宜修正しながら地域や学校の協力を得て、円滑に運営できるように進める。
- ・大規模災害においては、本市の消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になることから、支援部隊の円滑な支援が得られるよう受入体制を整える。

##### ○防災活動拠点等の強化【危機管理室 総務部 都市建設部 上下水道部 学校教育部】

- ・大規模自然災害発生時に防災拠点となる公共施設について、長寿命化等の対策を着実に進めるとともに、停電時に備え、非常用発電機の整備や必要な燃料の確保を図る。
- ・実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物資資源、人的資源の確保を進める。
- ・市内10か所の防災拠点のほか、大規模施設、指定避難所等において、災害時に備え、非常用発電機の確保、物資の備蓄や拠点施設の維持管理を行う。
- ・防災活動拠点等へのアクセスを確保する。

##### ○災害情報の共有と市民への適切な提供【市長公室 危機管理室】

- ・災害情報や被害状況を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。
- ・市ホームページ、SNS、防災行政無線、広報車等の適切な運用、災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メール、メール配信サービス等多様な手段による災害関連情報の発信体制を整備する。
- ・災害発生時において、被害状況や避難情報等についての正確な情報を、すべての市民に伝わるよう、あらゆる媒体を用いて迅速に発信する。
- ・発生時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、避難所等における通信手段確保のため、Wi-Fiの整備を進める。
- ・洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨、冠水、土砂等の状況について、観測情報を収集・提供する。

○広域連携体制の整備【市長公室 危機管理室】

- ・市の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の相互応援体制や関係機関との協力体制を構築する。
- ・大規模災害時に、住民の迅速かつ的確な避難を可能とするため、市の区域を越えた広域避難ができるよう、市区町村間の連携を図りながら避難方法等の仕組みづくりを促進する。

○応急対応に必要な非常用電源等の確保【危機管理室 総務部 市民環境部 福祉部 こども・健康部 都市建設部 上下水道部 学校教育部 生涯学習部】

- ・市有施設の新築や建築工事に伴う大規模改修に合わせて、太陽光発電等の創エネ設備やLED照明など省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。
- ・上下水道施設では、災害時に事業が継続できるよう非常用発電設備等を整備する。
- ・社会教育施設では、帰宅困難者の受入れや被災者の避難施設として使用されるため、応急対応に必要な非常用発電設備等の確保について、施設の大規模改修時などに随時、長寿命化を見据えるなど、施設整備の充実を図っていく。
- ・社会体育施設では、被災者の避難施設や災害支援物資の保管場所等の受入れ施設となるため、非常用発電設備の定期的な保守・維持管理に努める。

○職員派遣体制の確立【市長公室 危機管理室 総務部】

- ・被災地に対する人的支援に当たっては、速やかな情報伝達や意思決定が図られるよう、連絡系統や意思決定、役割分担等に関し検討・整理し、全庁的な共有化を図る。また、県や近隣市町との協力のあり方についても整理する。
- ・職員の災害対応力という観点からも、積極的な職員派遣を行い、得た知識や経験をマニュアル改定、研修等に役立てる。
- ・被災地で不足している専門的人材を速やかに派遣できるよう、専門的知識や技術を有する人材の情報管理及び育成を行う。

○応急復旧の体制整備【危機管理室 各所管】

- ・被災時には、国や県と連携するほか、近隣市町等の災害時相互応援協定等により人的支援の受け入れ等について相互協力を行う。
- ・被災時の応急復旧方法・対処等を検討する。

(2) 住宅・都市

○住宅・建築物の耐震化等促進【総務部 市民環境部 福祉部 こども・健康部 都市建設部 学校教育部 生涯学習部】

- ・朝霞市公共施設等マネジメント実施計画に基づき、耐震化を進め、適切な維持管理を行う。
- ・建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体等において情報共有し、効果的な耐震化及び安全対策に努める。

- ・小中学校施設については、老朽化した校舎の大規模改修等を計画的に進める。

#### ○空き家対策の推進【都市建設部】

- ・利活用可能な空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、空き家バンクの活用を推進する。また、民間事業者等との連携を図り、既存建物ストックの管理適正化等による有効活用や流通の活性化を進める。

#### ○災害に強いまちづくり【都市建設部】

- ・耐火性の高い建築物への建替えの促進によるまちの不燃化の促進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路等の整備等を推進する。
- ・災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。
- ・密集した市街地における防災性の向上、商業業務地における不燃化の促進、旧耐震建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策の支援を行う。

### (3) 保健医療

#### ○災害時医療体制の確保【こども・健康部】

- ・朝霞保健所及び医師会等医療関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備を推進する。
- ・災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体制の確認・整備を図る。
- ・健康管理指導などの保健衛生体制整備等による疾病・感染症の発生予防対策の充実、医療救護体制の充実化等による、疾病・感染症等の重症化・拡大防止の取組推進を図る。

### (4) 福祉

#### ○要配慮者等への配慮の確保【福祉部】

- ・福祉避難所開設訓練を実施する。
- ・高齢者等に対する各種サポート事業や施設整備を進めるとともに、災害時の情報伝達や避難行動等について周知を図る。
- ・福祉避難所を確保するため、市内にある民間社会福祉施設との協定を進める。合わせて、必要な物資や資器材の備蓄に協力する。
- ・高齢者等の要配慮者が居住する施設に対して、避難行動計画の策定・整備に向けて支援を行う。合わせて、災害発生時の連絡体制を強化し、情報伝達を行う。

#### ○要配慮者及び避難行動要支援者への対策【危機管理室 福祉部 市民環境部】

- ・自治会や民生委員等、地域支援者の理解・協力を得ながら、要配慮者の支援体制の構築を進める。

### (5) エネルギー

○省エネルギー化の推進【危機管理室 総務部 市民環境部 福祉部 こども・健康部 都市建設部 上下水道部 学校教育部 生涯学習部】

- ・市有施設の改修工事に際し、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減するため、高効率機器や省エネ器具の導入を進める。
- ・電気と熱を同時につくる高効率なコージェネレーションシステムの普及啓発を進める。
- ・各施設において、太陽光発電などの天然資源を有効的に活用するシステムを積極的に導入する。

○再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保【危機管理室 総務部 市民環境部 福祉部 こども・健康部 都市建設部 上下水道部 学校教育部 生涯学習部】

- ・市有施設の新築や建築工事に伴う大規模改修に合わせて、太陽光発電等の創エネ設備やLED照明、断熱窓など省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。
- ・エネルギーの安全・安心を確保するため、住宅用の太陽光発電設備や蓄電池等の導入を促進する。

○次世代自動車の普及【危機管理室 総務部 市民環境部 福祉部 こども・健康部 都市建設部 上下水道部 学校教育部 生涯学習部】

- ・市保有の自動車を導入する際は、EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッドの自動車）などの次世代自動車の導入を積極的に取り入れる。

## （6）情報通信

○情報通信体制の強化【総務部】

- ・市役所における情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）の検証と見直しを実施し、非常時優先業務に必要なIT資源（情報システムや、情報ネットワーク）の継続性を確保して、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう備える。

## （7）産業

○経営基盤の強化【市民環境部】

- ・商工会や金融機関などと連携し、経営相談や経営計画等の作成支援、融資などによる経営支援を実施する。また、商工会に協力し、市内で継続して事業活動ができるよう、後継者や若手経営者の育成を支援する。

○産業の維持【市民環境部】

- ・市内中小企業における事業継続計画（BCP）の策定について、商工会と連携し、普及・支援に努める。

○産業を担う人材の育成・確保【市民環境部】

- ・災害発生後に復旧・復興ができるよう人材の育成・確保を行う。

## (8) 交通

### ○道路ネットワークの整備・通行の確保【都市建設部】

- ・道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制を確保する。
- ・防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの確保に努める。
- ・救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、浸水対策などにより幹線道路の確保対策を図る。
- ・緊急輸送道路及び代替輸送路の確保を図るため、国や県と連携し、主要幹線道路等の整備及び維持管理を行う。
- ・狭あい道路の拡幅の整備に努め、災害時の道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。

### ○道路施設の耐震化等による安全性の向上【都市建設部】

- ・橋梁については、長寿命化を計画的に進めることにより予防保全的修繕を行い、効果的に維持管理することで管理道路の安全確保を図る。

## (9) 農業

### ○平常時からの農業生産確保【市民環境部】

- ・認定農業者や新規就農者等の人材育成を継続的に支援し、担い手の確保を図る。また、農地を保全するために、荒廃農地の発生防止や農地集約化を図る。

## (10) 土地利用・国土保全

### ○発災前からの都市復興への備え【都市建設部】

- ・復興期に必要な住戸の確保について、公営住宅の空き住戸の提供等、効果的な住宅対策等に努める。

### ○河川等の整備【都市建設部 上下水道部】

- ・大規模災害時の被害を小さくし、迅速な再建・回復ができるよう、国・県と連携して、河川の改修や護岸整備等を推進するとともに雨水幹線等の整備を進める。

### ○土砂災害等の警戒避難体制の整備【危機管理室】

- ・土砂災害により被害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域等について、警戒避難体制等の整備を進める。

### ○適切な水環境の確保【各施設所管】

- ・雨水の集中的な流出を抑制し、水源として活用できる雨水利用施設及びグリーンインフラの整備の検討を進める。

### (1 1) ライフライン

#### ○安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【上下水道部】

- ・安全な水道水が早期に供給できるよう、朝霞市水道事業基本計画に基づく水道施設の適正な維持管理と老朽化した施設の計画的な更新を実施し、朝霞市水道事業耐震化計画に基づき水道施設の耐震化を図る。
- ・水質の安全を確保するため、朝霞市水質検査計画に基づく水質検査を継続し、災害により水源の水質が著しく悪化するなどしたときは、臨時的に水質検査を実施する。

#### ○市街地等で発生する汚水・雨水の適切な処理と施設の災害対応力強化【上下水道部】

- ・災害時においても可能な限り下水道を安定して使用ができる、災害に強い施設の整備を継続して推進する。
- ・持続可能な下水道事業を行うため、朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。
- ・浸水被害を軽減するため、朝霞市雨水管理総合計画に基づき、対策工事を推進する。

### (1 2) 教育

#### ○学校の災害対応力の向上【学校教育部】

- ・学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。
- ・小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。
- ・学校施設については、長寿命化を見据えた、老朽化した校舎の大規模改修等を計画的に進める。

### (1 3) 環境

#### ○災害廃棄物の適正処理の推進【市民環境部】

- ・短期間に大量に発生する災害廃棄物を適切に処理するための行動内容を整理する。
- ・老朽化が進んでいるごみ焼却処理施設を和光市と共同で建設するために、「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」に基づき、環境負荷の低減に配慮した施設を整備し、災害発生時も安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築していく。

#### ○有害物質等の流出対策の推進【市民環境部 上下水道部】

- ・有害物質の流出・拡散を未然に防止するため、関係機関と連携し、有害物質を取り扱う事業者への指導・啓発を行うとともに、流出事故の迅速な対応ができる体制の整備を図る。

横断的分野の取組の方向性は、次に示すとおりである。

(14) 地域づくり・リスクコミュニケーション

○自助と共助による地域単位の防災力の向上【危機管理室 市民環境部】

- ・地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーの育成や、自主防災組織の資機材整備の取組みへの支援を行う。

○防災知識の普及啓発【危機管理室】

- ・自助・共助の観点から地震災害等への備えを充実させるため、防災への取組方法を周知するとともに、民間団体等の取組も活用して防災知識の普及啓発を進める。
- ・自主防災組織、自治会等の地域団体等を対象に出前講座を実施する。
- ・ハザードマップの作成・公表により、平常時から危険度を市民に知らせるとともに、地域の防災意識の啓発を行う。

○避難所の公衆衛生と生活の質の確保【危機管理室 市民環境部 こども・健康部 生涯学習部】

- ・平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害時の役割分担や受援体制に関する整備等を進める。
- ・平常時から飼い主にペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。
- ・被災時に車中泊避難が発生することを前提とした避難者対応等を検討する。
- ・避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、間仕切りテント・簡易ベッド等の整備を図る。
- ・各避難施設や収容施設における Wi-Fi 環境の整備充実を図る。

(15) 老朽化対策

○公共施設の計画的な老朽化対策の推進【総務部 各施設所管部】

- ・公共施設をより効果的・効率的に活用していくため、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画に基づき、長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化等を進める。

## 第7章 地域強靱化の推進に向けて

### 7-1 地域強靱化に向けた推進体制

本計画に関する具体的な取組については、本計画の第5章、第6章及び朝霞市地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき、着実に推進するものとする。

本計画は、市だけでなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、本市における強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものである。

本計画を踏まえ、市民、民間企業、行政機関等、社会を構成する主体が担うそれぞれの役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要である。

#### (1) 市民の役割

大規模災害が発生した場合、現在の当り前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測される。平常時から自助の取組等により自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待される。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ために、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待される。

#### (2) 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、市民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継続することが期待される。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待される。

加えて、市民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模災害による影響を受けないよう施設の耐震化等を備えるとともに、被災した場合でもできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待される。

#### (3) 行政機関の役割

本市の強靱化を実効性あるものとするためには、大規模災害のリスク等を直視し、強靱化地域計画を策定したうえで、その取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。

また、市民、民間企業等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整

備や情報提供等を進めていく。

なお、本計画に基づく事業や施策は、関係部署の進捗状況を把握しながら、継続的な改善を図るものとする。

## 参考資料

### 主な個別計画一覧

政策分野等	大柱	計画名
第1章 災害対策・防犯・市民生活	防災・消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市地域防災計画(平成28年度～)</li> <li>● 国民保護計画(平成19年度～)</li> </ul>
	生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4次朝霞市防犯推進計画(令和3年度～)</li> <li>● 朝霞市公共施設等総合管理計画(平成28年度～令和47年度)</li> <li>● 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(令和3年度～令和7年度)</li> </ul>
第2章 健康・福祉	地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4期朝霞市地域福祉計画(令和3年度～令和7年度)</li> </ul>
	子育て支援・青少年育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)</li> <li>● 第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)</li> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> </ul>
	高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)</li> </ul>
	障害者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5次朝霞市障害者プラン(平成30年度～令和5年度)</li> <li>● 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)</li> </ul>
	保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あさか健康プラン21(第2次)(平成26年度～令和4年度)</li> <li>● 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年度～)</li> <li>● 朝霞市自殺対策計画(令和2年度～令和6年度)</li> </ul>
	社会保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成30年度～令和5年度)</li> <li>● 第3期朝霞市特定健康診査等実施計画(平成30年度～令和5年度)</li> </ul>
第3章 教育・文化	学校教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)</li> <li>● 朝霞市ICT教育推進計画(令和2年度～令和5年度)</li> <li>● 朝霞市学校施設長寿命化基本方針(令和3年度～令和47年度)</li> </ul>
	生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)</li> <li>● 第3次朝霞市立図書館サービス基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第2次朝霞市子ども読書活動推進計画(平成29年度～令和3年度)</li> <li>● 第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)</li> </ul>
	スポーツ・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)</li> <li>● 第2期朝霞市スポーツ推進計画(令和3年度～令和12年度)</li> <li>● 第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)</li> </ul>
	地域文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)</li> <li>● 第2期朝霞市教育大綱(令和3年度～令和7年度:予定)</li> </ul>
第4章 環境・コミュニティ	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次朝霞市環境基本計画(平成24年度～令和3年度)</li> <li>● 第3次朝霞市地球温暖化対策実行計画(平成27年度～令和3年度)</li> <li>● 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(平成26年度～令和5年度)</li> <li>● 朝霞市みどりの基本計画(平成12年度～令和7年度)</li> </ul>
	ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(平成26年度～令和5年度)</li> <li>● ごみ処理広域化基本構想(令和2年度～令和9年度)</li> <li>● 朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画(令和2年度～令和10年度)</li> </ul>
	コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市公共施設等総合管理計画(平成28年度～令和47年度)</li> <li>● 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(令和3年度～令和7年度)</li> </ul>
	市民活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市市民協働指針(平成20年度～)</li> </ul>

第5章 都市基盤・産業振興	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市都市計画マスタープラン(平成17年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市基地跡地利用計画(平成27年度～)</li> <li>● 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画(改訂版)(平成30年度～)</li> </ul>
	道路交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市道路整備基本計画(令和元年度～令和10年度)</li> <li>● 朝霞市橋梁長寿命化修繕計画(令和2年度～令和51年度)</li> <li>● 朝霞市道舗装修繕計画(令和2年度～令和11年度)</li> <li>● 朝霞市都市計画マスタープラン(平成17年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市地域公共交通計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市歩道橋長寿命化計画(令和元年度～令和10年度)</li> <li>● 朝霞市無電柱化推進計画(令和2年度～令和10年度)</li> </ul>
	緑・景観・環境共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市みどりの基本計画(平成28年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市景観計画(平成27年度～令和16年度)</li> <li>● 朝霞市都市計画マスタープラン(平成17年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市公園施設長寿命化計画(平成27年度～令和6年度)</li> </ul>
	市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市都市計画マスタープラン(平成17年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市道路整備基本計画(令和元年度～令和10年度)</li> </ul>
	上下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市水道事業耐震化計画(平成24年度～令和13年度)</li> <li>● 朝霞市水道事業基本計画(平成24年度～令和63年)</li> <li>● 朝霞市水道事業経営戦略(令和元年度～令和10年度)</li> <li>● 朝霞市雨水管理総合計画(令和2年度～)</li> <li>● 朝霞市下水道ストックマネジメント計画(令和2年度～)</li> </ul>
	安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市都市計画マスタープラン(平成17年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市建築物耐震改修促進計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市水道事業耐震化計画(平成24年度～令和13年度)</li> <li>● 朝霞市雨水管理総合計画(令和2年度～)</li> <li>● 朝霞市地域公共交通計画(令和3年度～令和7年度)</li> </ul>
	産業活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市産業振興基本計画(令和元年度～令和10年度)</li> </ul>
	産業の育成と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市産業振興基本計画(令和元年度～令和10年度)</li> </ul>
	勤労者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市産業振興基本計画(令和元年度～令和10年度)</li> </ul>
第6章 基本構想を推進するために	人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期朝霞市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 第3次朝霞市生涯学習計画(平成29年度～令和8年度)</li> <li>● 朝霞市人権・同和行政実施計画(平成30年度～令和4年度)</li> </ul>
	男女平等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次朝霞市男女平等推進行動計画(平成28年度～令和7年度)</li> </ul>
	多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市国際化基本指針</li> </ul>
	市民参画・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 朝霞市市民協働指針(平成20年度～)</li> </ul>
	行財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5次朝霞市総合計画実施計画(毎年度策定)</li> <li>● 第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市公共施設等総合管理計画(平成28年度～令和47年度)</li> <li>● 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画(令和3年度～令和7年度)</li> <li>● 朝霞市シティ・プロモーション取組基本方針(平成28年度～)</li> </ul>

※「第5次朝霞市総合計画後期基本計画」参考

## 朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について

### 【制定動機】

社会で普通に暮らしている中で、誰もが突然に犯罪被害者やその家族、遺族になる可能性がある。また、生計、医療・福祉、住宅、雇用など生活各般にわたる問題に直面し、さらには周囲の配慮不足による社会的孤立を余儀なくされる場合もあり、二次的被害に苦しんでいる方もいる。誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪被害者等に対する適切な支援をすることを目的とする。

また、令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画において地方公共団体における被害者支援の推進について明記されていること、制定していない場合、相談があった際に適切なサービスを提供できないことなど、自治体間での格差が生じる可能性もある。

上記の様に犯罪被害者等に不安や負担をなるべくかけない取組を当市でも講じる必要があると考える。

### 【条例の支援内容】

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念のほか、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、相談や情報提供などを行うとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添った支援を行っていくものとなっている。

また、犯罪被害者等で一定の条件に該当した方に見舞金の支給を行うものである。

### 【参考にした自治体】

- ・川越市「川越市犯罪被害者等支援条例」
- ・さいたま市「さいたま市犯罪被害者等支援条例」
- ・春日部市「春日部市犯罪被害者等支援条例」

## 議案第 号

### 朝霞市犯罪被害者等支援条例（案）

#### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を図り、もって犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

#### （基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう行うとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の厳正な取扱いの確保に十分配慮して行われなければならない。

ならない。

- 4 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、並びに協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際して二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の規定による相談、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び調整を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(市民等の理解の増進)

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施

策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和 年 月 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

（趣旨）

第1条 この規則は、朝霞市犯罪被害者等支援条例（令和 年朝霞市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であったことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

（見舞金の種類及び額）

第3条 朝霞市犯罪被害者等支援条例第八条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として当該遺族に支給する。

（見舞金の支給対象者）

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われた時に市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順

位遺族」という。)

- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者で、当該犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで引き続き市民であるもの(第6条及び第7条において「重傷病被害者」という。)

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者で、犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで引き続き市民であるものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第7条第1号において同じ。)

- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(見舞金の支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者(死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下この条において同じ。)又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する関係があつたとき。

イ 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)

ロ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。)

ハ 3親等内の親族(イ又はロに掲げる者を除く。)

- (2) 当該犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。
- イ 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
  - ロ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
  - ハ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- (3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。
- イ 当該犯罪行為を容認していたこと。
  - ロ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること。
  - ハ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 遺族見舞金 遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類
- イ 死亡被害者の死亡診断書その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
  - ロ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
  - ハ 当該犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書
  - ニ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類
  - ホ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証明する書類
  - ヘ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
  - ト 申請者が第5条第1項第2号の規定に該当する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類
  - チ 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）
  - リ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 重傷病見舞金支給申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類

イ 重傷病被害者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

ロ 犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで申請者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ハ その他市長が必要と認める書類

（支給申請の期限）

第8条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

（見舞金の支給決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第10条 前条の規定により見舞金を支給する旨の決定（第11条において「支給決定」という。）を受けた者は、当該見舞金の支給を請求するときは、見舞金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（見舞金に係る調査等）

第11条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

(1) 支給決定後に、第6条各号の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

議案第 号 朝霞市犯罪被害者等支援条例

(経過措置)

この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は傷害を受けた犯罪被害者について適用する。

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

(提出先)

朝霞市長

住 所  
 フリガナ  
 氏 名  
 電話番号  
 犯罪行為被害者との続柄

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第 7 条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	
	死亡年月日	年 月 日
犯罪行為が行われた日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場 所		
犯罪行為による被害の発生状況		
取扱警察署 (被害届の受理番号)	都道府県 警察署 ( 年 月 日 第 号)	
死亡前の重傷病見舞金の支給の有無	有 ・ 無	
備 考		
<p><b>【同意欄】</b>                  犯罪行為による被害の発生状況等、遺族見舞金の支給に関し必要な事項について、朝霞市長が関係機関等に対して調査等を行うことに同意します。                  年 月 日                  氏 名</p>		

遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

(提出先)

朝霞市長

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

犯罪行為被害者との続柄

私は、遺族見舞金を受けるべき第 1 順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

私は、上記の者が、遺族見舞金を受けるべき第 1 順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者となることに同意します。			
第 1 順位の遺族の氏名	犯罪行為被害者との続柄	住 所	電話番号

重傷病見舞金支給申請書

年 月 日

（提出先）

朝霞市長

住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第 7 条の規定によ  
り、次のとおり重傷病見舞金の支給を申請します。

犯罪行為被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	
犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場所		
犯罪行為による被害の発生状況		
負傷又は疾病の状態		
取扱警察署 (被害届の受理番号)	都道府県 警察署 ( 年 月 日 第 号)	
備 考		
<p>【同意欄】</p> <p>犯罪行為による被害の発生状況等、重傷病見舞金の支給に関し必要な事項について、朝霞市長が関係機関等に対して調査等を行うことに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p>		

見舞金支給（不支給）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付で支給の申請がありました見舞金については、次のとおり決定したので、朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により通知します。

1 支給する

(1) 見舞金の種類 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金

(2) 見舞金の金額

\_\_\_\_\_円

2 支給しない

(理由)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して

見舞金請求書

年 月 日

（提出先）

朝霞市長

住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第 9 条の規定により、次のとおり見舞金を請求します。

見舞金の種類	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金	
見舞金決定通知書番号	年 月 日付 第 号	
請求金額		
見舞金の振込先	金融機関名	
	支店名	
	預金種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

# 水道料金及び水道利用加入金の改定額について

水道料金及び水道利用加入金改定額（案）	1
料金改定による影響	2
埼玉県内の市町村との水道料金の比較	3
上下水道審議会審議概要	4
上下水道審議会の検討ポイント	5
水道利用者への情報発信	8

上下水道部上下水道総務課

## 水道料金及び水道利用加入金改定額（案）

### <水道料金（基本料金・従量割料金）>

#### ○基本料金

（2か月分・税抜）

口径	現行	改定額	アップ額
13mm	800円	900円	<b>100円</b>
20mm	1,300円	1,400円	<b>100円</b>
25mm	3,400円	3,800円	<b>400円</b>
30mm	6,800円	7,600円	<b>800円</b>
40mm	12,600円	14,000円	<b>1,400円</b>
50mm	25,200円	28,000円	<b>2,800円</b>
75mm	50,400円	56,000円	<b>5,600円</b>
100mm	100,800円	112,000円	<b>11,200円</b>
150mm	201,600円	225,000円	<b>23,400円</b>
200mm	403,200円	450,000円	<b>46,800円</b>

#### ○従量割料金

（1 m<sup>3</sup>あたり・税抜）

使用水量	現行	改定額	アップ額
1 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	55円	60円	<b>5円</b>
21 m <sup>3</sup> ～40 m <sup>3</sup>	90円	100円	<b>10円</b>
41 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	120円	130円	<b>10円</b>
101 m <sup>3</sup> ～200 m <sup>3</sup>	155円	175円	<b>20円</b>
201 m <sup>3</sup> ～1000 m <sup>3</sup>	185円	215円	<b>30円</b>
1001 m <sup>3</sup> ～	205円	240円	<b>35円</b>
		※新設定 5001 m <sup>3</sup> ～ 260円	<b>55円</b>

### <水道利用加入金>

（1 給水装置につき・税抜）

口径	現行加入金	改定額	アップ額
13mm	120,000円	135,000円	<b>15,000円</b>
20mm	250,000円	280,000円	<b>30,000円</b>
25mm	500,000円	560,000円	<b>60,000円</b>
30mm	850,000円	950,000円	<b>100,000円</b>
40mm	1,620,000円	1,800,000円	<b>180,000円</b>
50mm	2,770,000円	3,100,000円	<b>330,000円</b>
75mm	7,500,000円	8,300,000円	<b>800,000円</b>
100mm	13,860,000円	15,300,000円	<b>1,440,000円</b>
150mm	17,320,000円	19,100,000円	<b>1,780,000円</b>
200mm	23,100,000円	25,500,000円	<b>2,400,000円</b>

# 料金改定による影響額

## 口径及び使用水量毎の料金改定比較 1 調定（2 か月）、消費税抜き

使用水量 (2 か月)	13ミリ (給水戸数: 28,570戸 42.20%)				20ミリ (給水戸数: 38,236戸 56.47%)			
	現行	改定後	差引	アップ率	現行	改定後	差引	アップ率
16m <sup>3</sup> (単身世帯)	1,680	1,860	180	10.7%	2,180	2,360	180	8.3%
32m <sup>3</sup> (二人世帯)	2,980	3,300	320	10.7%	3,480	3,800	320	9.2%
42m <sup>3</sup> (三人世帯)	3,940	4,360	420	10.7%	4,440	4,860	420	9.5%
50m <sup>3</sup> (四人世帯)	4,900	5,400	500	10.2%	5,400	5,900	500	9.3%
100m <sup>3</sup>	10,900	11,900	1,000	9.2%	11,400	12,400	1,000	8.8%
使用水量 (2 か月)	25ミリ (給水戸数: 514戸 0.76%)				30ミリ (給水戸数: 150戸 0.22%)			
	現行	改定後	差引	アップ率	現行	改定後	差引	アップ率
200m <sup>3</sup>	29,000	32,300	3,300	11.4%	32,400	36,100	3,700	11.4%
500m <sup>3</sup>	84,500	96,800	12,300	14.6%	87,900	100,600	12,700	14.4%
1000m <sup>3</sup>	177,000	204,300	27,300	15.4%	180,400	208,100	27,700	15.4%
2000m <sup>3</sup>	382,000	444,300	62,300	16.3%	385,400	448,100	62,700	16.3%
3000m <sup>3</sup>	587,000	684,300	97,300	16.6%	590,400	688,100	97,700	16.5%
使用水量 (2 か月)	40ミリ (給水戸数: 153戸 0.23%)				50ミリ (給水戸数: 62戸 0.09%)			
	現行	改定後	差引	アップ率	現行	改定後	差引	アップ率
200m <sup>3</sup>	38,200	42,500	4,300	11.3%	50,800	56,500	5,700	11.2%
500m <sup>3</sup>	93,700	107,000	13,300	14.2%	106,300	121,000	14,700	13.8%
1000m <sup>3</sup>	186,200	214,500	28,300	15.2%	198,800	228,500	29,700	14.9%
2000m <sup>3</sup>	391,200	454,500	63,300	16.2%	403,800	468,500	64,700	16.0%
3000m <sup>3</sup>	596,200	694,500	98,300	16.5%	608,800	708,500	99,700	16.4%
使用水量 (2 か月)	75ミリ (給水戸数: 23戸 0.03%)				100ミリ (給水戸数: 1戸 0.00%)			
	現行	改定後	差引	アップ率	現行	改定後	差引	アップ率
1000m <sup>3</sup>	224,000	256,500	32,500	14.5%				
2000m <sup>3</sup>	429,000	496,500	67,500	15.7%				
3000m <sup>3</sup>	634,000	736,500	102,500	16.2%				
5000m <sup>3</sup>	1,044,000	1,216,500	172,500	16.5%	1,094,400	1,272,500	178,100	16.3%
10000m <sup>3</sup>	2,069,000	2,516,500	447,500	21.6%	2,119,400	2,572,500	453,100	21.4%

# 埼玉県内の市町村との水道料金の比較①（口径 20 mm・2 ヶ月分・税込）

2人世帯（32㎡）の場合

4人世帯（50㎡）の場合

県内の全市町村

県南中部及び類似団体  
（22 団体 23 市町）

県内の全市町村

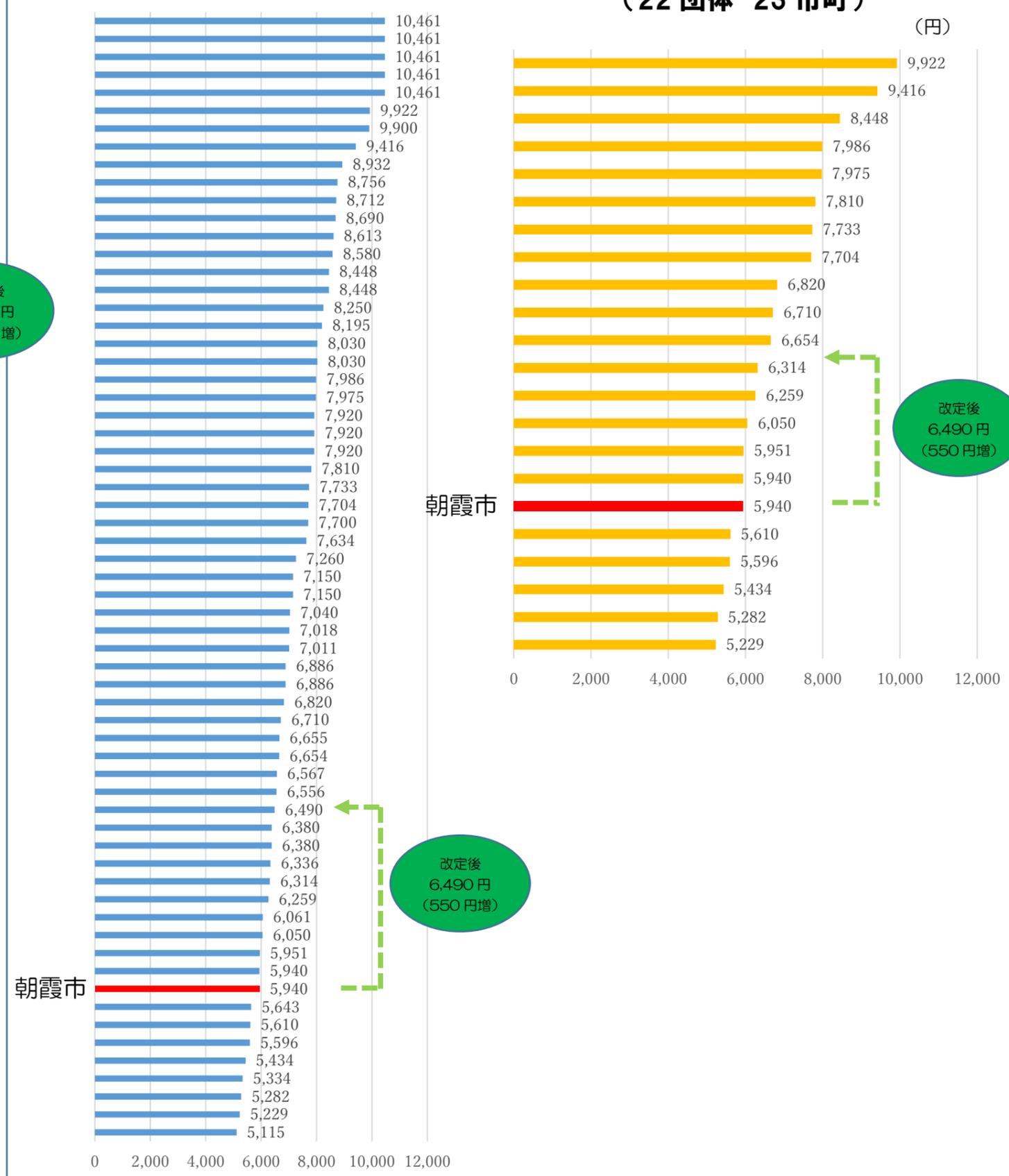
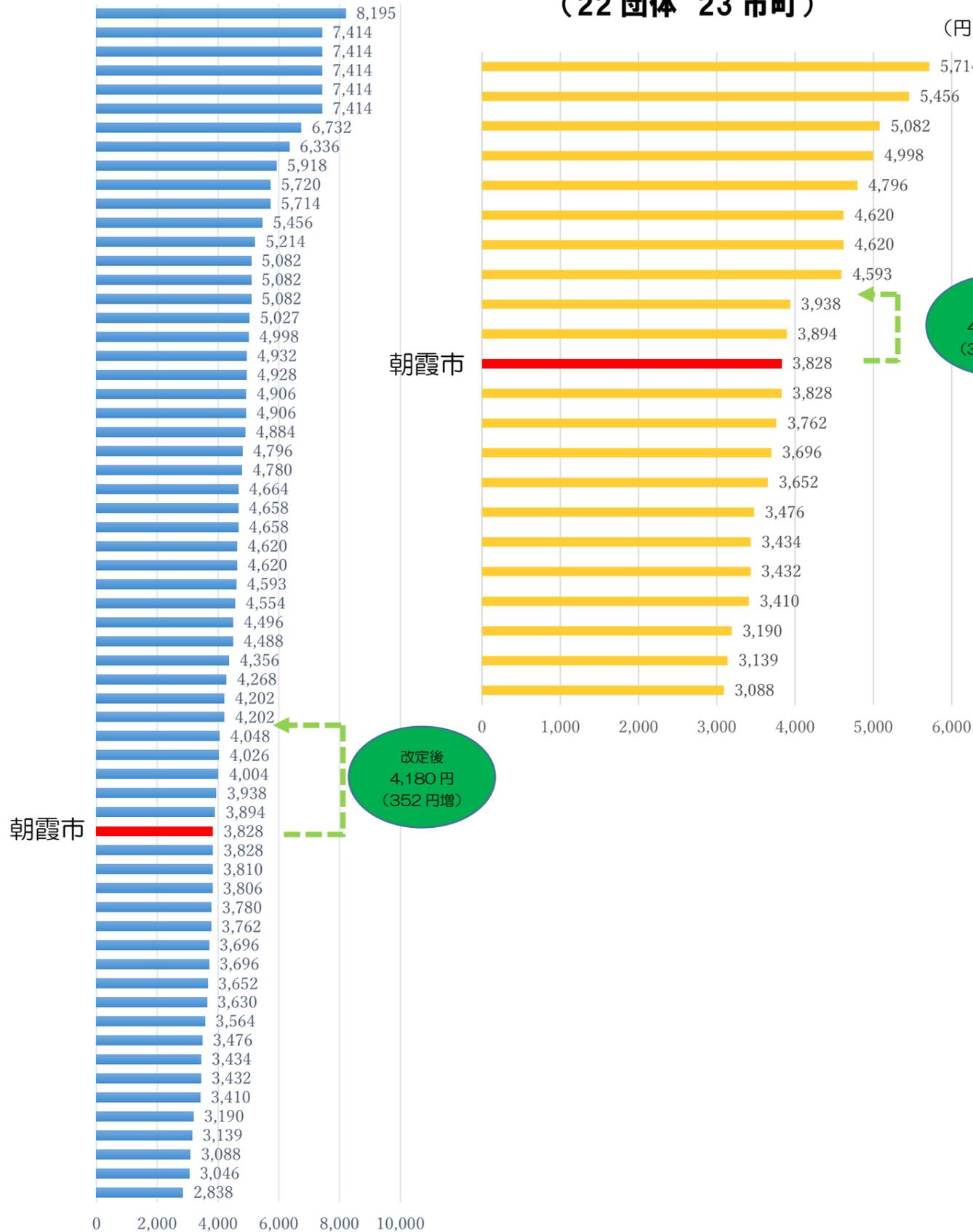
県南中部及び類似団体  
（22 団体 23 市町）

(円)

(円)

(円)

(円)

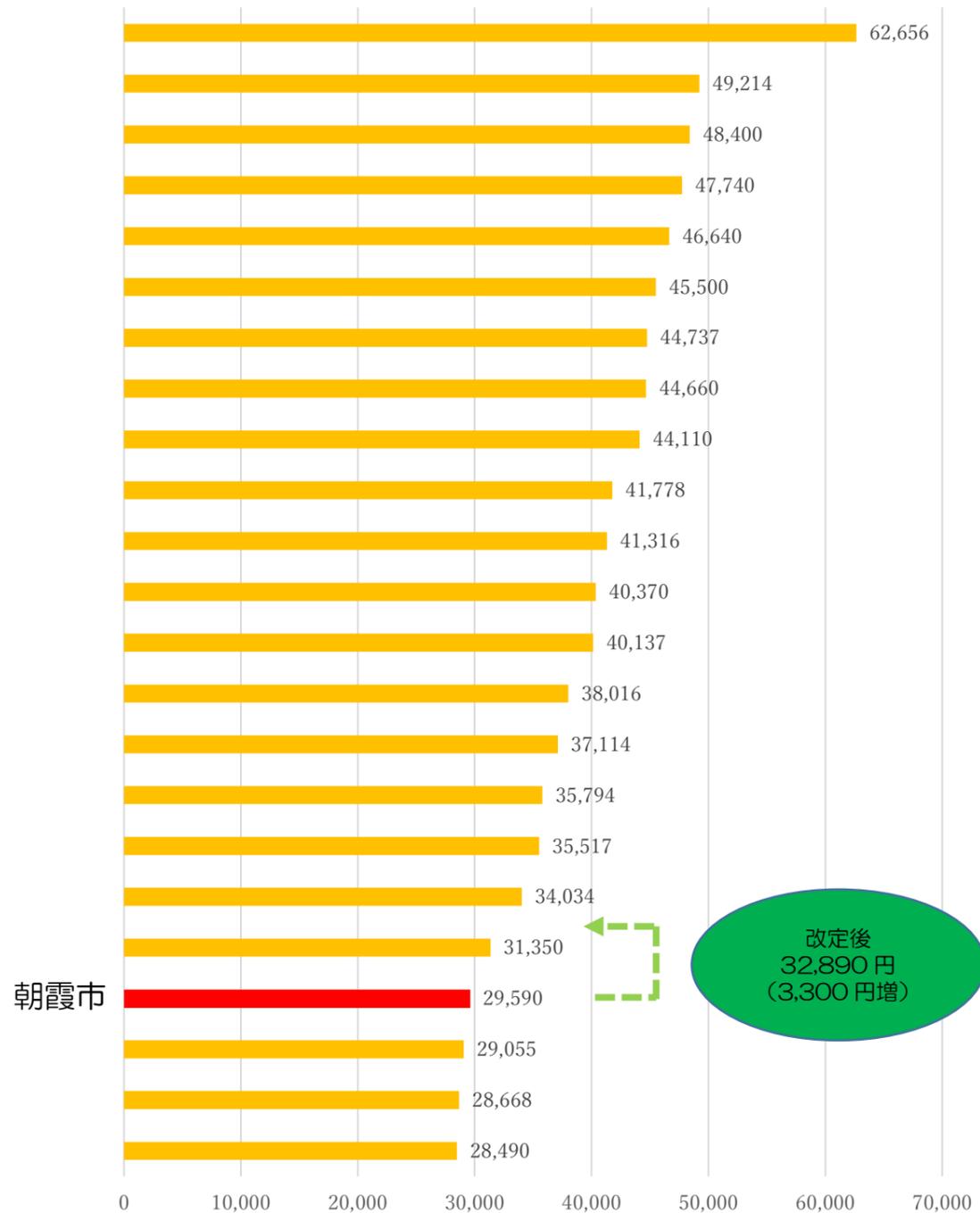


# 埼玉県内の市町村との水道料金の比較②（2ヶ月分・税込）

口径 20mmで 200m<sup>3</sup> 使用した場合

県南中部及び類似団体（22 団体 23 市町）

(円)

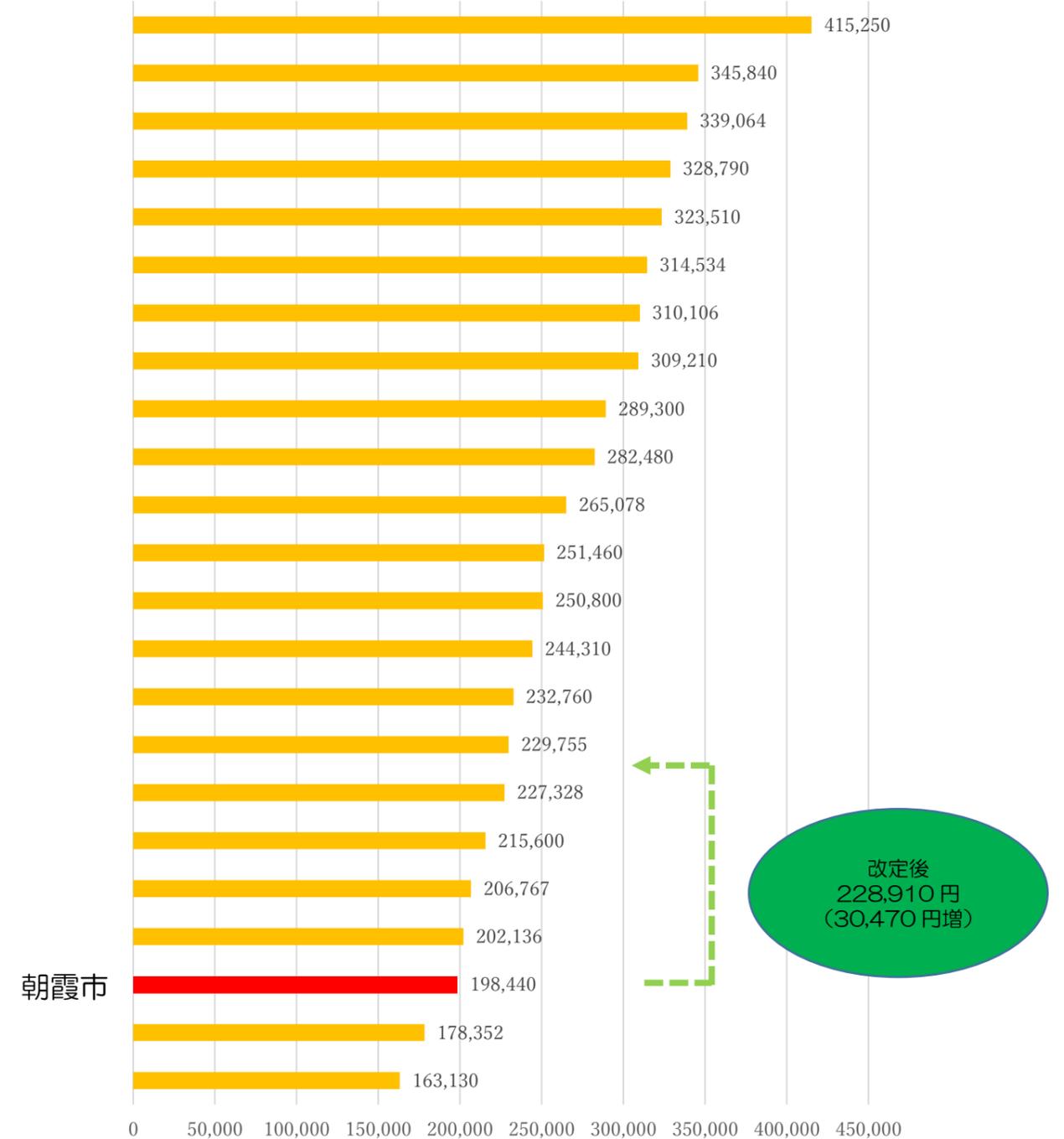


改定後  
32,890 円  
(3,300 円増)

口径 30mmで 1,000m<sup>3</sup> 使用した場合

県南中部及び類似団体（22 団体 23 市町）

(円)



改定後  
228,910 円  
(30,470 円増)

## 上下水道審議会審議概要

上下水道審議会委員	第1号委員	市議会の議員	3人
	第2号委員	上下水道使用者	6人
	第3号委員	知識経験を有する者	6人

回	開催日時・会場・出席	主な審議内容
1	令和3年6月1日(火) 午前10時 朝霞市水道庁舎会議室 14名出席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問「朝霞市の適正な水道料金の水準について」</li> <li>・水道事業の現状と課題 公営企業のあらまし(一般的行政サービスとの違い・独立採算制など)、水循環の仕組み</li> </ul>
2	令和3年7月8日(木) 午前10時 朝霞市水道庁舎会議室 14名出席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業のこれまでの10年間の振り返り</li> <li>・水道事業の今後10年間の必要とする建設改良事業等の見込、給水人口の動向や社会情勢等からみた水需要の予測、収益予測</li> <li>・水道料金、水道利用加入金の改定率 今後10年間の財政収支バランスの均衡を図るための必要な改定率の提示</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">財政収支予測及び改定率の検討&lt;継続審議&gt;</p>
3	令和3年8月4日(水) 午前10時 朝霞市水道庁舎会議室 13名出席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金、水道利用加入金の改定率 10年間の財政収支バランスの均衡を図るために必要な料金改定率を水道料金12%程度、水道利用加入金10%程度で承認</li> </ul>
4	令和3年10月8日(金) 午前10時 朝霞市水道庁舎会議室 14名出席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金、水道利用加入金の改定額 水道料金、水道利用加入金の改定額案の提示 料金改定に伴う標準使用量に対する影響額 県南中部・県内類似団体との比較 口径・使用水量の大きさによる逡増型料金設定</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">改定額の検討&lt;継続審議&gt;</p>
5	令和3年11月2日(火) 午前10時 朝霞市水道庁舎会議室 14名出席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金、水道利用加入金の改定額 改定案の通り改定額を承認</li> </ul>
6	令和3年11月19日(金) 午前10時 朝霞市水道庁舎会議室 12名出席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問に対する答申案の取りまとめ 答申案について全会一致で承認</li> </ul>

# 上下水道審議会の検討ポイント

## 水道料金改定の検討に至る経緯

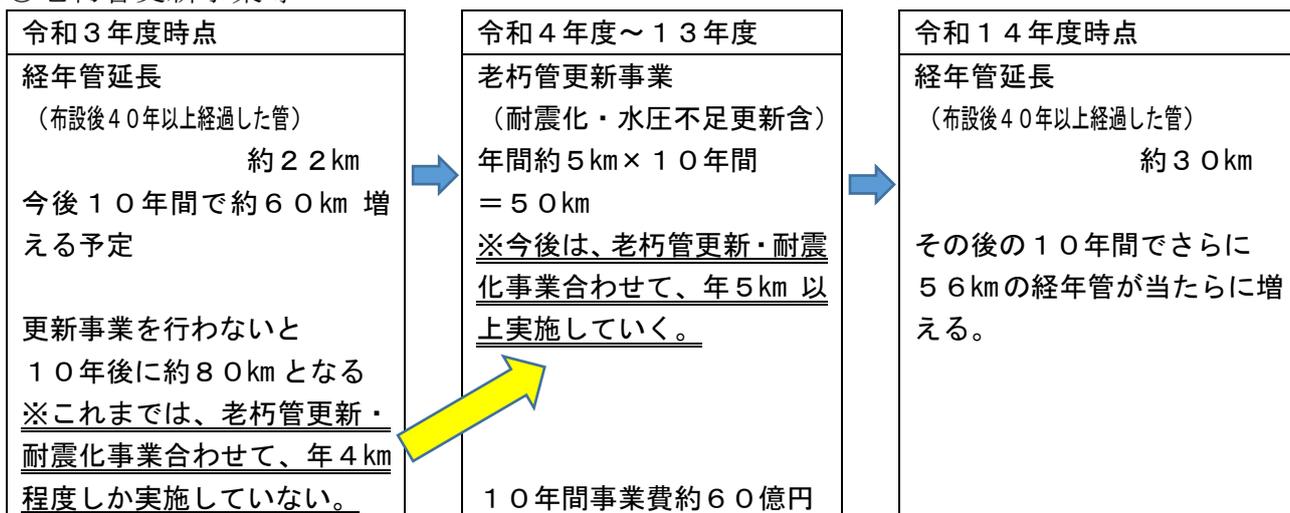
本市の水道事業は、供用開始以降、浄水場や水道本管等の維持管理を日常的、継続的に実施してきたほか、その施設の更新や耐震化事業を計画的に実施しているところである。

しかしながら、高度成長期に整備された大量の社会資本である水道施設の老朽化が顕在化しており、今後、ますます増大する見込みとなっており、老朽化しつつある施設の更新事業を適切に実施することが最重要課題と考える。

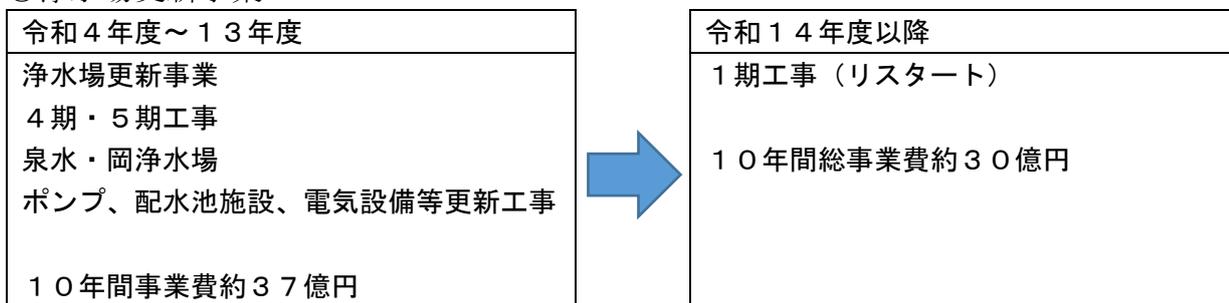
今後、大きな収益の増加が見込めない中、将来にわたって安定的、持続的に水道サービスを提供していくことができるよう、本市の適正な水道料金の水準について、令和3年6月1日に朝霞市上下水道審議会に対して諮問を行っており、6回の審議を経て、12月6日に別紙改定額の通り答申をいただいた。

### 1 水道施設の更新需要予測

#### ○老朽管更新事業等



#### ○浄水場更新事業



## 2 内部留保資金と企業債残高について

		料金等の改定率及び企業債の活用方法	令和2年度決算ベース	令和13年度予測	
料金改定 (有)	改定 内容	水道料金：令和4年度に12%程度 加入金：令和4年度に10%程度	内部留保資金 17億円  企業債残高 48億円	内部留保資金	17億円
	今後の 企業債 の活用 方法	令和4・5年度は、全ての事業に活用 令和6年度以降は、浄水場更新事業のみ活用 経営戦略の考え方と同じ		企業債残高	46億円
《参考》 料金改定を しない場合	今後の 企業債 の活用 方法	全ての期間で、全ての事業（老朽管及び浄水場更新事業）に活用		内部留保資金	26億円
	今後の 企業債 の活用 方法	令和4・5年度は、全ての事業に活用 令和6年度以降は、浄水場更新事業のみ活用 経営戦略の考え方と同じ		企業債残高	78億円
				内部留保資金	△6億円
				企業債残高	46億円

### 3 経営戦略策定時点（平成30年度）からの見直し

#### 経営戦略策定時点

- ①財政収支計画対象期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間
- ②令和6年度から老朽管更新事業を自己財源で行う。（企業債を活用しない）
- ③浄水場更新事業は、企業債対象を継続する。
- ④内部留保資金は、令和10年度に20億円を確保する。
- ⑤企業債残高は、50億円を増加させない。



#### 今回見直し

- ①財政収支計画対象期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間
- ②令和6年度から老朽管更新事業を自己財源で行う。（企業債を活用しない）
- ③浄水場更新事業は、企業債対象を継続する。
- ④内部留保資金は、現在額（約17億円）を減額しないようにする。
- ⑤企業債残高は、少しずつ減らす。
- ⑥収益及び事業費は、実績等を踏まえ、今後の必要量等を再試算する。
- ⑦水道利用加入金の改定も検討する。

#### 料金改定

令和4年度に29%の料金改定の必要性を試算  
※負担軽減案として、令和4年度と8年度にそれぞれ15%の改定



#### 料金改定に向けての検討

水道料金改定額 ※P1の表の通り  
水道利用加入金改定額 ※P1の表の通り  
※水道料金改定による収益増加率は約12%程度となる。

#### 令和14年度時点見込

内部留保資金残高 約17億円  
企業債未償還残高 約46億円

## 水道利用者への情報発信

### (1) 水道事業パネル展の開催

#### 『水道事業パネル展～将来の朝霞の水道を考えよう～』

- 日時 ①令和3年9月11日(土) 10時～16時  
中央公民館・コミュニティセンター 1階ギャラリー  
②令和3年9月18日(土) 10時～16時  
産業文化センター 1階ギャラリー

- 内容 (1) パネル展示(施設の現状・計画的な更新事業の必要性、経営状況・今後の料金改定の必要性など)  
(2) 実物の水道管、管・メーターの模型の展示  
(3) 水の実験コーナー  
(4) 浄水場の仕組みのDVD上映

#### 来場者等

	来場者数	アンケート回収数
11日	97人(大人72人 子供25人)	70人(うち市内62人)
18日	137人(大人97人 子供40人)	88人(うち市内75人)
合計	234人(大人169人 子供65人)	158人(うち市内137人)



## 来場者アンケート結果（一部抜粋）

市内在住回答者 136人

（問）水道施設について、今後10年間で古くなった浄水場や水道管などを更新していかなければならない現状を見てご理解いただけましたか？

とても理解できた 102人（75.0%）、まあまあ理解できた 31人（22.8%）  
どちらでもない 3人（2.2%）、あまり理解できなかった 0人  
まったく理解できなかった 0人

（問）水道事業経営について、今後10年間で財源の確保をしていかなければならない状況を見て、ご理解いただけましたか？

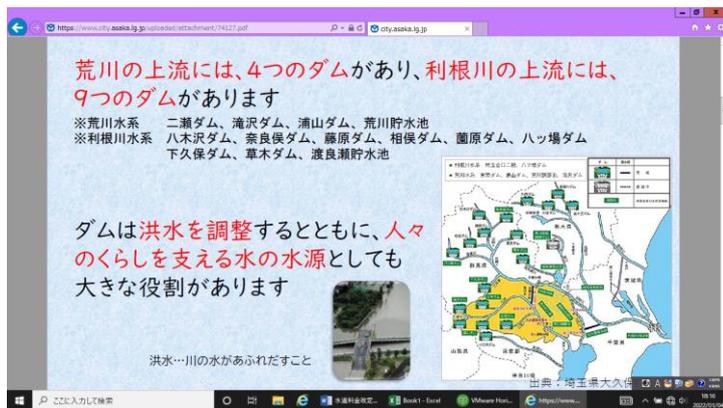
とても理解できた 88人（65.2%）、まあまあ理解できた 41人（30.4%）  
どちらでもない 5人（3.7%）、あまり理解できなかった 1人（0.7%）  
まったく理解できなかった 0人

## 来場者アンケートにおける自由記入欄「料金改定に関すること」（市内在住者42件中一部抜粋）

- ・将来に借金を残すのではなく、料金改定して対応するべき
- ・毎日たくさん水道を使っています。安心安全に利用するためには、それ相応の負担はあたり前だと思いますので、値上げすることに対して賛成です。
- ・市民の重要な生活インフラのひとつである「上下水道」に関し、非常にわかりやすい説明で参考になりました。（パネル&説明員さん）  
料金に関しても他自治体と比べ、かなりの低料金であることに驚きました。今後も安定した経営をしていただき、安全安心な上下水道維持の為にも、10%～12%程度の料金改定は必須だと感じました。今後とも宜しくお願い致します。
- ・多少、料金が上がっても設備投資は必要だと思います。命にかかわることなので重要です。
- ・料金改定の必要性は理解出来るが、現実の家計にひびくような料金値上げは、あまりうれしくないと思う。その点を重要視して料金の改定をしてほしい。
- ・古い水道管を新しくするために費用がかかるので、料金改定されるのは致し方ないと思いますが、利用者に十分に説明して納得をえる事が必要だと思います。

※アンケート全記録及び自由記入欄記載意見の全文については、ホームページにおいて公開されています。

## (2) ホームページによる情報発信 (一部抜粋)



### 水道施設の現状

安心・安全な水道水を供給し続けるために、耐震化を含む老朽管、さらに浄水場など施設の適切な維持管理や更新を実施しなければならない現状を説明

### 水道事業経営の現状

いただいている水道料金がどのように使われているのかを解説するとともに、持続可能な水道事業経営を行う上で、今後の施設の更新にどのくらい経費が必要で、現状ではどの程度不足するのかを説明

